

四日市市選管告示第19号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の開閉時刻を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項で読み替えて準用する同法第40条第2項の規定により告示する。

平成29年10月4日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

期日前投票所	期日前投票所を開く時刻	期日前投票所を閉じる時刻
四日市大学期日前投票所	午前10時00分	午後 5時00分

(選挙管理委員会事務局)